

平成12年10月	3日	制定
平成18年	3月	1日改定
平成18年10月	1日	改定
平成18年11月15日		改定
平成19年11月	1日	改定
平成21年	7月	1日改定
平成22年	6月	1日改定
平成23年	6月	1日改定
平成23年10月17日		改定
平成25年	4月	1日改定
平成27年	4月	1日改定
平成28年10月	1日	改定

一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規定」という。）は、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日。

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 主たる事務所である名古屋事務所の所在地は、名古屋市中区栄四丁目3番26号とする。

- 2 豊橋事務所の所在地は、豊橋市駅前大通二丁目33番地の1とする。
- 3 岡崎事務所の所在地は、岡崎市上和田町字城前18番地とする。
- 4 一宮事務所の所在地は、一宮市富士三丁目1番25号とする。
- 5 豊田事務所の所在地は、豊田市若宮町一丁目1番地とする。

（評価の業務を行う区域）

第5条 評価の業務を行う区域は、愛知県、三重県、岐阜県及び静岡県全域とする。

（住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲）

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書（第二面以降に明示していた必要事項の全てを、別の書面に記載することにより、第二面以降の面に変えることが出来る）
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 センターは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合にあっては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものでないこと。
- (c) 設計評価申請関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価)

第9条 センターは、法、これに基づく命令及び告示に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出する。

- 2 前項の場合にあっては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第12条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価書の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関

- 係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は別表に定める方法に従う。
- 3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

- 第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係わるものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第2項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる

- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設住宅性能評価の受理及び契約）

第14条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係わる住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請者に係る住宅が、建設基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場

- 合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

- 第15条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアル等に
従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第16条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。

- 2 センターは前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施行状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施行図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、建設内容変更報告書及びその変更に係る部分の建設評価申請関係図書2部にて、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。
- 2 前号の通知が行われた場合において、当センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第19条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらの記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅にあっては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 センターは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対して、その旨を通知する。

第4章 評価員等

（評価員の選任）

- 第20条 センターの長は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者から、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習会機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の過程を修了した者のうちから選任するものとする。
 - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（評価員の解任）

- 第21条 センターの長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。
- （1）業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - （2）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

- 第22条 評価の業務を実施するため、評価員を名古屋事務所において5人以上、名古屋事務所以外の事務所（以下「その他の事務所」という。）にそれぞれ2人以上を配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適正に住宅性能評価を行わなければならない。
 - 3 その他の事務所の評価員が、病気等の事情により評価の業務が実施できない場合にあっては、当該事務所において名古屋事務所の評価員が臨時に業務を行なうものとする。この場合、緊急等のとき等にあっては名古屋事務所において当該評価の業務を行なう。
 - 4 センターは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

（評価員の教育）

- 第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価業務の実施及び管理の体制）

- 第24条 評価の業務に従事する職員を、第22条第1項の規定により配置された評価員を含め、名古屋事務所に6人以上、その他の事務所にそれぞれ2人以上を配置する。
- 2 センターは、性能保証部長及び住宅性能課長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

（評価員等の身分証の携帯）

- 第25条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、様式C-評-17号による。

（秘密保持義務）

- 第26条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

（評価料金の収納）

- 第27条 申請者は、別表に定める評価料金を、現金又は銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価料金を減額するための要件）

- 第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
- （1）住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- （2）住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- （3）設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- （4）建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- （5）30日以内に、10回以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- （6）共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できるとセンタ

- ーが判断したとき。
- (7) あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。
- (8) 住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅支援機構法第13条の業務に係る住宅の審査又は検査を行うとき。
- (9) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (10) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (12) その他評価業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(評価料金の返還)

第29条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由等により評価業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(負担金の納付)

第30条 センターは、法第87条第4項の規定により紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑 則

(登録の区分等の掲示)

第31条 センターは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規定等の公開)

第32条 センターは、本規定を評価の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ（【<http://www.abhc.jp>】）において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第33条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第34条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(3)の請求をするには、1枚につき10円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方

法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（帳簿及び書類の保存）

第35条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。）5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第36条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は、施錠できる室、ロッカー等において、確実にあり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第37条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価の業務に関する公正の確保）

第38条 センターの長、役員又はその職員（評価員を含む。）が住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 センターの長、役員又はその職員（評価員を含む。）が住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 センターの長、役員又は職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（1）、（2）、（3）または（4）に掲げる業務を行った場合

- 4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第39条 センターは、評価業務に関して支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間7,500万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第40条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(液状化に関する情報提供)

第41条 申請者から、地盤液状化に関する情報を参考情報として評価書に記載するよう申し出があったときは、地盤液状化に関する情報を第12条第1項の設計住宅性能評価書又は第19条第1項の建設住宅性能評価書に添付するものとする。

附 則

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

別表

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	当機関の番号
4～5桁目	00：名古屋事務所 01：豊橋事務所 02：岡崎事務所 03：一宮事務所 04：豊田事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001から順に付するものとする。）

別表

下記料金表に該当しない場合は、別途センターと協議して定める額とする。
 契約の取り下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務料金返還等に関する規程」により計算した金額とする。

(1) 住宅型式性能認定等住宅以外の住宅の評価料金（消費税を含む）

別表第1 一戸建住宅(併用住宅を含む)の設計住宅性能評価 (単位:円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あ たりの加算額
100㎡未満	申請区分1	48,000	37,000	2,500
	申請区分2	50,000	39,000	
100㎡以上 200㎡未満	申請区分1	48,000	37,000	2,500
	申請区分2	50,000	39,000	
200㎡以上	申請区分1	55,500	41,000	2,500
	申請区分2	57,500	43,000	

※ 申請区分

申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。

※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

※ 地下車庫等構造計算が必要なもの（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）1件10,000円を加算する。

※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りによる。

別表第2 一戸建住宅(併用住宅を含む)の変更設計住宅性能評価 (単位:円)

申請区分	変更分野	料金(円)	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関すること	8,000	12,000
	上記以外	5,000	7,500
設計評価中の当初の申請を取り下げ、改めて変更申請する場合	—	当初の申請料金の2分の1	—

※ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいう。

※ 上記の設計評価交付済みの場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とする。

別表第3 共同住宅等の設計住宅性能評価

(単位:円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを評 価申請する場合	1 選択分野あたり の加算額
2 戸以上 20 戸未満	申請区分 1	60,000 + 12,000 × (M-2)	44,000 + 8,000 × (M-2)	3,000 + 700 × (M-2)
	申請区分 2	62,000 + 12,000 × (M-2)	47,000 + 8,500 × (M-2)	2,500 + 600 × (M-2)
20 戸以上 100 戸未満	申請区分 1	276,000 + 8,000 × (M-20)	188,000 + 4,000 × (M-20)	15,000 + 700 × (M-20)
	申請区分 2	278,000 + 8,000 × (M-20)	200,000 + 4,500 × (M-20)	13,000 + 600 × (M-20)
100 戸以上	申請区分 1	916,000 + 7,000 × (M-100)	508,000 + 4,000 × (M-100)	68,000 + 600 × (M-100)
	申請区分 2	918,000 + 7,000 × (M-100)	560,000 + 3,500 × (M-100)	60,000 + 600 × (M-100)

※ M は評価戸数

※ 申請区分

申請区分 1 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する
場合申請区分 2 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギ
ー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー
消費量等級のみを評価申請する場合※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野
を評価申請する場合の料金を上限とする

料金 = 必須分野のみを評価申請する場合の料金 +

選択分野数 × 1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱
環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への
配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいう。

※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。

※ 地下車庫等構造計算が必要なもの（躯体が木造で地下車庫が RC 造の建物で構造計算が 2
種類必要なもの）は、別途見積りとする。※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である
場合は、別途見積りとする。

別表第4 共同住宅等の変更設計住宅性能評価

申請区分	変更分野	料金(円)	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場 合	構造の安定に関す ること	M × 5,000	M × 7,500
	上記以外	M × 3,000	M × 4,500
設計評価中の当初の申 請を取り下げ、改めて変 更申請する場合	—	当初の申請料金 の 2 分の 1	—

※ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした者

※ M は変更の対象となる住戸の数

※ 変更一分野ごとの料金とし、複数の場合はその合計金額

別表第5 一戸建住宅(併用住宅を含む)の建設住宅性能評価

(単位:円)

種 別	申請区分	すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あ たりの加算額
100 m ² 未満	申請区分 1	72,000	64,000	1,500
	申請区分 2	73,000	65,000	
100 m ² 以上 200 m ² 未満	申請区分 1	82,000	73,000	2,000
	申請区分 2	83,000	74,000	
200 m ² 以上	申請区分 1	103,000	93,000	2,500
	申請区分 2	104,000	94,000	

- ※ 申請区分
 申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合
 申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合
- ※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

$$\text{料金} = \text{必須分野のみを評価申請する場合の料金} + \text{選択分野数} \times 1 \text{ 選択分野あたりの加算額}$$
 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
 ※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。
 ※ 設計住宅性能評価がセンター以外は、10,000円を加算する。
 ※ 愛知県以外の区域においては、地域を定め、一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務料金規程で定める追加料金を検査回数分加算する。

別表第6 共同住宅等の建設住宅性能評価

(単位:円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あた りの加算額	
3階 建て 以下	5戸以下	申請区分1	$116,000 + 28,000 \times (M-2)$	$99,000 + 24,000 \times (M-2)$	5,000
		申請区分2	$119,000 + 29,000 \times (M-2)$	$101,000 + 25,000 \times (M-2)$	
	6戸以上 10戸以下	申請区分1	$200,000 + 9,000 \times (M-5)$	$171,000 + 7,000 \times (M-5)$	7,000
		申請区分2	$206,000 + 10,000 \times (M-5)$	$176,000 + 8,000 \times (M-5)$	
	11戸以上 20戸以下	申請区分1	$265,000 + 8,000 \times (M-10)$	$226,000 + 6,000 \times (M-10)$	10,000
		申請区分2	$276,000 + 9,000 \times (M-10)$	$236,000 + 7,000 \times (M-10)$	
4階 建て 以上	10戸以下	申請区分1	$182,000 + 7,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	$155,000 + 6,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	7,000
		申請区分2	$182,000 + 8,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	$155,000 + 7,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	
	11戸以上 20戸以下	申請区分1	$245,000 + 7,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	$209,000 + 6,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	10,000
		申請区分2	$245,000 + 8,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	$209,000 + 7,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	
	21戸以上 30戸以下	申請区分1	$308,000 + 7,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	$263,000 + 6,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	13,000
		申請区分2	$308,000 + 8,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	$263,000 + 7,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	
	31戸以上 40戸以下	申請区分1	$371,000 + 7,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	$317,000 + 6,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	16,000
		申請区分2	$371,000 + 8,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	$317,000 + 7,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	
	41戸以上 50戸以下	申請区分1	$412,000 + 7,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	$354,000 + 6,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	19,000
		申請区分2	$412,000 + 8,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	$354,000 + 7,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	
	51戸以上 100戸以下	申請区分1	$534,000 + 7,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	$471,000 + 6,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	51~60戸： 22,000 61~80戸： 25,000 81~100戸： 28,000
		申請区分2	$534,000 + 8,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	$471,000 + 7,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	

- ※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

$$\text{料金} = \text{必須分野のみを評価申請する場合の料金} + \text{選択分野数} \times 1 \text{ 選択分野あたりの加算額}$$
 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
- ※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
100㎡未満	申請区分1	67,000	60,000	1,500
	申請区分2	68,000	61,000	
100㎡以上 200㎡未満	申請区分1	77,000	69,000	2,000
	申請区分2	79,000	71,000	
200㎡以上	申請区分1	97,000	86,000	2,500
	申請区分2	99,000	88,000	

※ 申請区分

申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1 断熱等性能等級と5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

- ※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

$$\text{料金} = \text{必須分野のみを評価申請する場合の料金} + \text{選択分野数} \times 1 \text{ 選択分野あたりの加算額}$$
 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
- ※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。
- ※ 設計住宅性能評価がセンター以外は、10,000円を加算する。
- ※ 愛知県以外の区域においては、地域を定め、一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務料金規程で定める追加料金を検査回数分加算する。

別表第9 一戸建の型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅(併用住宅を含む)

設計評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
100㎡未満	申請区分1	23,000	13,000	2,000
	申請区分2	28,000	18,000	
100以上 200㎡未満	申請区分1	29,000	19,000	2,000
	申請区分2	33,000	23,000	
200㎡以上	申請区分1	38,000	27,000	2,000
	申請区分2	41,000	30,000	

※ 申請区分

申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1 断熱等性能等級と5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

- ※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

$$\text{料金} = \text{必須分野のみを評価申請する場合の料金} + \text{選択分野数} \times 1 \text{ 選択分野あたりの加算額}$$
 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
- ※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
100㎡未満	申請区分1	65,000	59,000	1,500
	申請区分2	66,000	60,000	
100㎡以上 200㎡未満	申請区分1	73,000	66,000	1,500
	申請区分2	74,000	67,000	
200㎡以上	申請区分1	91,000	81,000	2,000
	申請区分2	92,000	83,000	

※ 申請区分

- 申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合
- 申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

- ※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

$$\text{料金} = \text{必須分野のみを評価申請する場合の料金} + \text{選択分野数} \times 1 \text{ 選択分野あたりの加算額}$$
 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
- ※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。
- ※ 設計住宅性能評価がセンター以外は、10,000円を加算する
- ※ 愛知県以外の区域においては、地域を定め、一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務料金規程で定める追加料金を検査回数分加算する。

別表第10 共同住宅等の住宅型式性能認定住宅

設計評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
15戸以下	申請区分1	$52,000 + 9,000 \times (M-2)$	$37,000 + 6,000 \times (M-2)$	$2,500 + 500 \times (M-2)$
	申請区分2	$54,000 + 9,000 \times (M-2)$	$40,000 + 6,500 \times (M-2)$	

- ※ Mは評価戸数
- ※ 申請区分

- 申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合
- 申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

- ※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

$$\text{料金} = \text{必須分野のみを評価申請する場合の料金} +$$

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 16戸以上の場合は、別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
15戸以下	申請区分1	$76,000+6,000 \times M$	$66,000+5,000 \times M$	5戸以下： 2,500
	申請区分2	$78,000+7,000 \times M$	$68,000+6,000 \times M$	6～10戸： 3,500 11～15戸： 4,500

※ Mは評価戸数

※ 申請区分

申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 16戸以上の場合は、別途見積りとする。

※ 設計住宅性能評価がセンター以外の場合は、別途見積りとする。

※ 愛知県以外の区域においては、地域を定め、一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務料金規程で定める追加料金を検査回数分加算する。

別表第11 共同住宅等型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅

設計評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
15戸以下	申請区分1	$47,000+8,000 \times (M-2)$	$32,000+5,000 \times (M-2)$	$2,500+500 \times (M-2)$
	申請区分2	$49,000+8,000 \times (M-2)$	$35,000+5,500 \times (M-2)$	

※ Mは評価戸数

※ 申請区分

申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 16戸以上の場合は、別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あた りの加算額
15 戸以下	申請区分 1	$70,000+6,000 \times M$	$60,000+5,000 \times M$	5 戸以下： 2,500 6～10 戸： 3,500
	申請区分 2	$72,000+7,000 \times M$	$62,000+6,000 \times M$	11～15 戸： 4,500

※ Mは評価戸数

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいう。

※ 16 戸以上の場合は、別途見積りとする。

※ 設計住宅性能評価がセンター以外の場合は、別途見積りとする。

※ 愛知県以外の区域においては、地域を定め、一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務料金規程で定める追加料金を検査回数分加算する。

(3) 再検査料金 (消費税を含む)

別表第 12 センターが不適と認めた事項の是正状況を確認する再検査料金 (単位：円)

1 回の再検査料金	30,000
-----------	--------

※ 愛知県以外の区域においては、地域を定め、一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務料金規程で定める追加料金を加算する。

(4) その他の料金 (消費税を含む)

別表第 13 液状化に関する情報提供に係る料金

(単位：円)

申請区分	申請 1 件あたり料金
一戸建ての住宅	5,000
共同住宅	